

公共建築物の木造化・木質化について

－ 県産材利用推進に関する基本方針の改正 －

平成22年11月16日

趣 旨

- ・ 本県では、スギを中心とした森林資源の充実を背景に、県産材の一層の需要拡大が急務であることから、「県産材利用推進に関する基本方針」を平成9年8月に制定し、これまでも公共建築物の木造化・木質化について、鋭意努めてきたところである。
- ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下、「木材利用促進法」という。）が本年10月1日に施行され、県においても、木材利用の目標等を内容とする「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定めることができることとされた。
- ・ このため、従来の基本方針を木材利用促進法における県の方針として位置付けるとともに、今後民間を含め、より一層の木造化・木質化を図るよう改正を行った。

見直しの概要

1. 「国の基本方針」（過去の非木造化の考え方を、可能な限り木造化、木質化を図るとの考え方に転換など）を踏まえ新たに盛り込むもの

- ① 法令の制約を受ける場合を除き、原則木造化
- ② 木造化が困難な場合は混構造
- ③ 木造以外の構造とする場合でも、内装木質化の推進

（従前は内規で概ね500㎡以下は原則木造化）

2. 木材利用促進法に準じた項目の追加

- ① 公共建築物における木材利用の目標の設定
 - ・ 公共建築物の木造率を10年後に倍増（14.9%→30%）など
- ② 公共建築物に適した木材の供給体制の整備

3. 推進方法の見直し

木造化・木質化を推進するため、次年度以降の公共建築物の事業計画について、県産材利用推進委員会に事前（基本設計以前）に協議する。

4. 市町村や民間への働きかけ

市町村や民間企業が整備する公共建築物における県産材の利用促進を図るため、木造化・木質化に関する情報を提供するなど積極的な支援を行う。

期待される効果

- ・ 公共建築物等における木材利用の拡大
- ・ 一般建築物における木材利用の促進

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全、山村地域の活性化